

BODY IYASU クラブ会則

第1条（定義）

本会則は、フィットネスクラブ「BODY IYASU」（以下「本クラブ」という）の会員及び会員であった方（以下総称して「会員」という）並びに本クラブに入会しようとする方に適用します。

第2条（運営・管理）

本クラブは CIEL 株式会社が管理運営を委託した会社（以下「会社」という）が運営・管理を行います。

第3条（目的）

本クラブは、会員が本クラブ施設を利用することによって、会員が追及する健康及び美容の維持、増進を図ることを目的とします。

第4条（会員制度）

1. 本クラブは会員制とします。
2. 本クラブに入会を希望される方は、本会則に基づく入会契約を会社と締結するものとします。
本会則及び入会契約は会員として在籍する期間（及び退会後も本会則・入会契約が定める範囲）において有効とします。
3. 会員は、入会する際に本クラブ店舗ごとに定められた会員種別を選択し、当該種別所定の利用範囲に応じて諸施設を利用することができます。
4. 本クラブは、会員の種別及びその内容を設定もしくは変更または廃止することがあります。

第5条（会員証）

1. 本クラブは会員に対し、会員証を発行します。
2. 会員は本クラブの利用に際し、会員証を提示しなくてはなりません。
3. 会員証は、本人のみが使用することができ、本人以外の者は使用できません。
4. 会員は、会員証を紛失した場合は、速やかに再発行の手続きをしなければなりません。
5. 会員は、会員資格を喪失した場合は、速やかに会員証を返却しなければなりません。

第6条（ビジター）

1. 会員が同伴する会員以外の方及び本クラブまたは会社が適当と認めた会員以外の方（以下総称して「ビジター」という）は、以下の条件を全て満たす方に限り、店舗施設を利用することができます。
 - ①第8条の会員資格に準じる方
 - ②本クラブ利用に際し、別に定めるビジター利用料をお支払いいただいた方
2. 会員は同伴したビジターの店舗施設利用中の行為について一切の連帯責任を負います。
3. ビジターには、本会則を準用します。この場合、本会則中「会員」を「ビジター」と読み替えるものとします。

第7条（施設の利用）

会員は、別途定める会員種別ごとの内容でのみ本クラブを利用できるものとします。なお、自らの種別以外の内容で本クラブを利用する場合は別途料金を支払うものとします。

第8条（入会資格）

1. 本クラブの入会資格は、以下の項目全てを満たした方とします。

①本クラブ会則及び諸規定を遵守される方

②本クラブの店舗ごとに定めた年齢以上の方

ただし、未成年者の場合、入会についてその親権者の同意のある方

なお16歳未満の方の入会については親権者もしくはそれに相当する成年の方が本クラブ会員で在籍していることが条件となります

③暴力団または反社会的な組織の関係者でない方

④刺青（ファッションタトゥーを含む）のない方

⑤医師等により運動または本クラブが提供するサービスの利用を禁じられていない方

⑥心臓病、高血圧症、精神病及びこれに類する疾患のない方

⑦妊娠していない方

⑧感染症及び感染性のある皮膚病のない方

⑨スポーツクラブ等、会員制の団体より除名等の処分を受けたことのない方

⑩その他、本クラブまたは会社が会員として適さないと判断した以外の方

2. 前項各号の要件を欠く方であっても、本クラブまたは会社の判断により入会を認める場合があります。

第9条（入会手続）

1. 会員の資格は、入会希望者が本クラブ所定の入会申込書により手続きを行い、それに伴う本クラブの入会承認を得たうえで、所定の費用の払い込みを本クラブが確認したときに発生します。
2. 未成年者が本クラブに入会するときは、その入会希望者の入会に同意した親権者は本会則に基づく責任を本人と連帯して負うこととします。

第10条（入会金・諸会費）

1. 入会金及び月会費、オプション料、レンタル料、レッスン料、トレーニング料（以下総称して「諸会費」という）は本クラブまたは会社が別に定めます。
2. 諸会費は、会員が本クラブの施設等を利用する権利または会員資格を維持する権利を取得・保持するために支払うものであり、所定の期日までに納入していただきます。

第11条（諸会費の決済）

1. 会員は本クラブ利用にあたり本クラブまたは会社が定める金額の諸会費を、口座振替の方法によって毎月27日に支払うものとします。
2. 会員は施設利用の有無にかかわらず、在籍する限りは所定の諸会費を支払わなくてはなりません。
3. 諸会費は月単位で生じるものとします。
4. 諸会費決済が行われていない会員に対して、本クラブは決済が完了するまで一時的に本クラブの全部または一部施設の利用を差し止めることができます。

第 12 条（損害賠償責任）

1. 会員が本クラブの利用に際して生じた盗難、傷害その他の事故については、本クラブまたは会社の責に帰すべき事由による場合を除き、本クラブまたは会社は一切損害賠償の責を負いません。
2. 会員間に生じたトラブルについては当事者間で解決するものとし、本クラブまたは会社は一切その責を負いません。

第 13 条（会員の損害賠償責任）

会員が本クラブの諸施設の利用中、会員の責に帰すべき事由により本クラブもしくは会社または第三者に損害を与えたときは、その会員が当該損害に関する責を負うものとします。

第 14 条（会員資格の喪失）

会員は、次の各号のいずれかに該当する場合、当然に会員資格を喪失します。

- ①第 17 条の退会手続きが完了したとき
- ②第 15 条により本クラブまたは会社に除名されたとき
- ③会員本人が死亡したとき
- ④第 8 条に定める入会資格を欠いたとき
- ⑤運営上重大な理由により本クラブを閉鎖したとき

第 15 条（除名）

会員が次の各号のいずれかに該当する場合、本クラブの判断でその会員を本クラブから除名することがあります。会員は除名された時点で会員の資格を喪失し、入会金、諸会費等に関する一切の金銭の返却はしないものとします。

- ①本クラブの会則または本クラブまたは会社が定めた諸規則に反する行為があった場合
- ②本クラブの名誉または信用を損ねる行為または秩序を乱す行為があった場合
- ③本クラブの施設等を故意または重大な過失により損壊した場合
- ④法令に違反する、または社会通念もしくはマナーに著しく欠ける行為があった場合
- ⑤危険な行為、または他の会員に対する迷惑行為があった場合
- ⑥その他本クラブの会員としてふさわしくないと本クラブが判断した場合

第 16 条（休会）

1. 会員が自己都合により本クラブを利用できない場合は、毎月 10 日（応当日が休館の場合は前営業日）までに会員本人が会社指定の休会届を提出することにより、翌月 1 日を始期として月単位で休会ができるものとします。

電話・Web メール・本クラブが規定する書式でない文書での申し出はこれを認められません。

2. 休会届を提出した会員は、会員資格の継続のために、本クラブ店舗が別に定める金額を支払うこととします。
3. 会員は休会期間中であっても本クラブまたは会社所定の書面による手続きにより随時復会できます。この場合、復会月の会費は月の途中であっても全額支払うものとします。
4. 休会期間は最大で 3 ヶ月間とし、期間経過後は自動的に元の会員種別へ復帰するものとします。
5. 本クラブ店舗もしくは会員種別によっては、休会制度が適用されない場合があります。
6. 休会中は在籍期間に含まれません。

第17条（退会）

1. 会員が自己都合で退会する場合は、毎月10日（応当日が休館の場合は前営業日）までに本クラブが規定する退会届の提出による退会手続きを完了させた場合に、当該月末をもって退会とします。
電話・Webメール・本クラブが規定する書式でない文書での申し出はこれを認められません。
2. 退会届の提出が第1項所定の期日を過ぎた場合には、翌月末日をもって退会となります。
3. 退会月の諸会費は、実際の利用がなくてもこれを全額支払わなければなりません。
4. 会員は退会手続きが完了するまでの間の諸会費を支払う義務があり、諸会費に未納金がある場合には退会後であっても全て完納するものとします。
5. 会員が諸会費を3ヶ月以上滞納し、本クラブまたは会社から催告を受けたにもかかわらず支払わない場合には、退会とします。

第18条（会費の返金）

1. 一旦納入いただいた諸会費は、本会則、入会契約もしくは法令の定めまたは本クラブまたは会社が認める止むを得ない理由がある場合を除き、返金いたしません。
2. 会員が入会后、第4条に定める入会契約所定の利用開始日以前に入会取り消しの申し出をする場合本クラブの定めたキャンセル料を支払うものとし、お支払済み諸会費との差額を返金するものとします。
3. 本クラブが別途定める在籍継続期間に係る条件を充たし諸会費の割引特典が適用されていた場合で、当該在籍継続期間に係る条件を充たす前に退会となった場合、当該特典は無効となり、経過期間については入会時に遡って精算し、正規の諸会費との差額を支払うものとし、お支払済み諸会費との差額を返金するものとします。
4. 会員が諸会費を複数月前払いしている場合において、その期間中に退会した場合の諸会費返金については、本クラブまたは会社が別途定める基準によるものとします。
5. 妊娠を理由に退会する場合には、その届出日（母子手帳を提示していただきます。）を退会日とし、退会月の月会費は日割り計算し返金します。
6. 傷病を理由に退会する場合には、その届出（運動の禁止または運動不能であることを証明する医師診断書を提示していただきます。）がなされた月の月末を退会日とし、支払済みの翌月会費を返金します。

第19条（変更手続）

会員が会員種別の変更を希望する場合には、毎月10日（応当日が休館の場合は前営業日）までに本クラブ指定の変更届を提出するものとし、翌月1日からの変更となります。

電話・Webメール・本クラブまたは会社が規定する書式でない文書での申し出はこれを認めません。

第20条（諸規則の遵守）

会員は、本クラブの諸施設の利用にあたり、本会則および施設利用約款を遵守し、本クラブの施設スタッフの指示に従っていただきます。

第21条（変更事項の届出）

会員は入会申込書の記載事項に変更があった場合、速やかに本クラブに変更を届け出るものとします。

第 22 条（店舗の閉鎖・休業）

1. 次の各号に該当し施設の利用に支障が生ずる場合には、本クラブまたは会社は、諸施設の全部または一部の閉鎖、もしくは休業をすることができます。
 - ①法令が制定・改廃されたことにより、施設の利用に支障が生じたとき
 - ②気象災害、その他外因的事由により、その災害が会員に及ぶと判断したとき
 - ③施設の増改築、修繕または点検によりやむを得ないとき
 - ④安全を維持できない等クラブが必要と判断した場合
 - ⑤経営上必要があると認められたとき
 - ⑥その他、法令等に基づく関係官庁からの指導による場合などの重大な事由によりやむを得ないと本クラブまたは会社が判断したとき。
2. あらかじめ休業が予定されている場合は、原則として1ヶ月前までに会員に対しその旨を告知します。
3. 本条に基づく休業期間が15日を超えた場合には、当該休業期間の日割相当分の支払済み会費を以後の会費に充当することとします。

第 23 条（放置物の取り扱い）

本クラブにおける退会・除名または契約ロッカー解約後の放置物について、会社は1ヶ月間保管するものとし、その間に受取りが無い場合、会員は一切の権利を放棄したものとし、会社にて処分することに異議を述べないものとします。ただし、腐敗等安全衛生上の問題を生じる恐れがある場合、会社は上記期間の経過前であっても処分を行うことができるものとします。

第 24 条（個人情報保護）

会社は、会社及び本クラブの保有する会員の個人情報を、会社が別途定める個人情報保護方針にしたがって管理します。

第 25 条（諸会費等の変更）

本クラブは、本会則に基づいて会員が負担すべき諸会費を、社会情勢の変動に基づいて変更することができます。

第 26 条（通知方法）

本クラブまたは会社から会員に対する通知は、会員から届け出のあった住所、電話番号またはメールアドレス宛に行うものとします。

第 27 条（会則の改定）

1. 会社は必要に応じて本会則及びその他会社が定める諸規則を改定することができます。
2. 改定された会則は本クラブ所定の方法で告知されたときから効力を生じ、以後当該告知がなされた本クラブの全会員に適用されるものとします。

第 28 条（告知方法）

本会則及び本クラブまたは会社の定める諸規則に関する告知は、HP及び本クラブ施設内に掲示する方法により行うものとします。